

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年10月28日（平成28年（行情）諮問第655号）

答申日：平成29年2月15日（平成28年度（行情）答申第730号）

事件名：特定の図面に記載された山林等の所有者である特定法人との借地契約
内容が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年3月18日付け国近整総情第4083号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 全ての情報の開示を求めると共に、宅造違反が為された造成地の地目が、特定河川国道事務所のいうところの宅地ではなく山林となっている。
- (2) 特定法人が法人等の情報に該当せず、地積が法人等の情報に該当するという理由が不明のため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、本件対象文書として別紙の2に掲げる文書を特定し、一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分の取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 特定年月日B付け特定番号

特定年月日A付け開示請求に対する開示決定通知書が、特定年月日B付け特定番号であり、開示文書は特定図面である。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、文書の特定及び不開示該当性に不服があると主張するので、以下検討する。

(1) 文書特定の妥当性

審査請求人は、特定河川国道事務所は当該地の地目は宅地であるといっているにもかかわらず、開示文書の地目は山林となっており、開示文書が誤っていると主張するので、文書特定の妥当性について検討する。

特定年月日B付け特定番号によって開示された文書は、特定図面であるが、この平面図のうち、特定地区A工事用道路における造成工事のために、特定法人と借地契約を締結した場所は、特定地区A及び特定地区Bである。特定地区A及び特定地区Bは、開示文書たる土地賃貸借契約書に土地の表示として記載された場所全てであり、他に特定法人と借地契約を締結した場所はない。

したがって、開示文書の特定は誤っておらず、文書特定は妥当である。

(2) 不開示部分該当性

ア 借地面積について

審査請求人は、開示文書のうち、借地面積部分は法5条2号イに該当しないと主張するので、原処分において不開示とされた借地面積部分が法5条2号イに該当するか検討する。

処分庁に確認したところ、借地面積については、工事用道路として使用する土地の実測面積であり、これらの面積については、既に開示されている当該土地の地番・賃貸人氏名等と併せて記載されていることから、法人に関する情報である。借地面積は、法人の財産そのもので収益に関する情報である。これが公になると、秘匿されるべき収益構造等の法人の競争上に係る情報の一端がうかがい知られることとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ その他の不開示部分について

契約者の「印影」、「賃貸借料（総額及び一箇月単価）」「賃貸借契約の期間」、及び「契約日」は法人に関する情報である。法人における一つ一つの取引を公にするという仕組みが存在しないことが認められるとともに、賃貸借料等は当該法人の資産に係る情報であって、これを公にすると、当該法人の資産内容の変動の状況が明らかとなり、秘匿されるべき資産に係る情報や収益構造等の法人の競争上に係る情報の一端がうかがい知られることとなる。

また、「印影」についても公にすると悪用されるおそれがある。

上記のことから、その他の不開示部分については、法人の競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 平成29年1月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、対象文書の特定に誤りがあり、また、不開示情報は開示すべきとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等を改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

別件の開示請求において審査請求人に開示した特定図面が存在し、その中で、特定法人が登記名義人となっている区画が5区画ある。

審査請求人が開示を求める本件請求文書は、当該図面中に記載されている土地所有者である特定法人との借地契約内容が分かる文書の開示を求めるものであることから、当該図面中の5区画全ての土地賃貸借契約書を本件対象文書として特定した。本件対象文書の外に当該図面に記載されている特定地区A及び特定地区Bで特定法人と借地契約を締結した場所はない。

念のため、処分庁をして、関係部署の執務室、書庫、倉庫等を対象として探索をさせたが、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書以外の文書の存在は確認できなかった。

イ 本件請求文書に該当する文書は、本件対象文書のみであるとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、近畿地方整備局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) 法5条2号イ該当性について

本件対象文書を見分すると、不開示部分は、①借地契約に係る借地面積、②契約者である特定法人の印影並びに③賃貸借料（総額及び一箇月単価）、賃貸借契約の期間及び契約日であり、契約者である特定法人の名称を含め、契約書の内容の大半は原処分で既に開示されていることが認められる。

ア 借地面積について

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、借地面積を不開示とした経緯等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

借地面積は、工事用道路として使用する土地の実測面積であり、これらの面積については、本件対象文書で開示されている当該土地の地番・賃貸人名称等と併せて記載されていることから、賃貸人である特定法人に関する情報である。

借地面積は、特定法人の財産そのもので収益に関する情報であり、また、特定法人の名称は原処分で既に開示されているので、これが公になると、秘匿されるべき収益構造等の特定法人の競争に係る情報の一端がうかがい知られることとなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、借地契約書中の「地積㎡」欄が不開示となっている部分があり、審査請求人は、不動産登記簿によって明らかとなる地積が法人等の情報に該当する理由が不明である旨の不服を申し立てているが、平成26年度の契約書から「公簿面」の欄を省略し「地積」の欄に借地面積を記入する様式に変更したため、当該「地積」の欄には不動産登記簿上の地積ではなく、契約上の借地面積が記載されている。

(イ) 上記諮問庁の説明から、借地面積を公にすると、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イに該当し、不開示としたことは、妥当である。

イ 契約者の印影について

当該印影は、賃貸借契約書が真正に作成されたものであることを証するものであり、このような認証機能を有するにふさわしい形状を備えていると認められることから、これを公にした場合、偽造等により

悪用される等，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イに該当し，不開示としたことは妥当である。

ウ 賃貸借料（総額及び一箇月単価），賃貸借契約の期間及び契約日について

賃貸借料（総額及び一箇月単価），賃貸借契約の期間及び契約日は，当該法人の資産に係る情報であるところ，特定法人の名称は原処分において既に開示されているので，これらを公にすると，当該法人の資産内容の変動の状況が明らかとなり，特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため，法5条2号イに該当し，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求に対し，本件対象文書を特定し，その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については，近畿地方整備局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは妥当であり，不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定年月日 B 付け特定番号により開示された行政文書の特定地区 A 工事用道路における特定河川国道事務所の宅造違反に伴う造成工事について、その図面に記載された山林等の所有者である特定法人との借地契約内容が分かる情報。

2 本件対象文書

特定法人との土地賃貸借契約書（4 契約分）